

生徒心得

総則

- 1 生徒は本校教育の目的綱領及び方針を理解し、民主的で平和的な国家及び社会を形成する者として必要な資質を養うように努める。
- 2 生徒はそれぞれの個性に応じて進路を選択し、一般的教養を高め、専門的技能に習熟するように努める。
- 3 生徒は社会に対して広い理解を持ち、健全な批判力を養い、個性の確立に努める。

学習及び成績

- 1 学習は生徒の本分であり、生徒は常に自ら進んで学習に励み、教養豊かな人格を確立するように努めなければならない。
- 2 生徒は本校所定の教科をすべて修得しなければならない。
- 3 成績の評価は、各教科の採点基準に照らして、5・4・3・2・1とする。原則として2以上を合格とし、所定の単位を認定する。ただし、その教科の出席時間数が総出席時間数の3分の2以下の者に対しては、原則としてその単位を認定しない。
- 4 学校長は本校の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

生徒会

- 1 生徒は、すべて本校の生徒としての教育を等しく受ける権利と所用経費を平等に負担する義務を有する。
- 2 生徒は、生徒会とホームルーム、その他の生徒団体を組織し、役員選挙その他の事業に参加して自主・自立・協同・奉仕の態度を養い、また体得しなければならない。
- 3 生徒会の代表は、その指導統制を行うとともに、生徒全体のリーダーとしての使命を自覚して、責任を持って行動しなければならない。
- 4 ホームルームその他の生徒団体の役員及び委員は、その使命と責任を自覚して行動しなければならない。
- 5 生徒は学校生活に関し、次の方法によって学校に意見を述べることができる。
 - (1) ホームルーム担任(主任)に申し出ること。
 - (2) 直接係職員に申し出ること。
 - (3) 生徒代議員を通じて代議員会に申し出ること。

諸届・願

- 1 次の事項については保護者からその理由を事前に願い届け出なければならない。
 - (1) 届
 - ① 遅刻
 - ② 早退
 - ③ 欠課
 - ④ 欠席
 - ⑤ 転居
 - ⑥ 改名又は身上異動
 - (2) 願
 - ① 休学
 - ② 退学
 - ③ 転校
 - ④ 異装
 - ⑤ 自転車通学
 - ⑥ 自動車学校入校
 - ⑦ 長期休暇中のアルバイト
 - ⑧ 携帯電話・スマートフォン校内持込許可願
 - ⑨ その他特別の取り扱いを受けようとするとき
- 2 保護者が長期にわたって不在であるときは、臨時代理人を選定して連署の上その旨を届ける。
- 3 生徒はその家族に不幸があった場合は、その旨を速やかに届け出る。
- 4 疾病のため欠席1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えて届け出ること。この後、2週間ごとに同様の手続きを取る。
- 5 忌引きをするときは、続柄及び定められた定期の日数を届け出る。前項の手続きを怠った場合は、忌引きの取り扱いを受けられないことがある。忌引きは欠席日数には算入しない。

服装・頭髪等の身だしなみ

- 1 服装は、自己の品位を表すものである。生徒は、本校制服の規定に従って正しく着用し、常に質素・清潔・端正を保ち、本校生徒としての体面を汚さないようにすること。
- 2 男子の頭髪は、清潔でさっぱりとした高校生らしい髪型とする。
 - (1) 襟髪は襟にかぶさるまで伸ばさない。
 - (2) 側面の髪やもみあげを長く伸ばさない。
 - (3) 横の髪は耳にかからない。
 - (4) 特殊な髪型はしない。
- 3 男女とも染色・脱色・パーマ・付け毛等は禁止する。その他眉の加工・マニキュア・ピアス・ネックレス・指輪・口紅・アイメイク等の化粧や装飾品また、整形等も禁止する。
- 4 靴下については、靴下については、黒、紺、グレー系の華美でない靴下を着用する。
- 5 防寒着については、以下の規定に定めるとおりである。
 - ア ベストは学校指定のものとする。
 - イ 防寒着着用については別途指示する。
- 6 やむを得ず制服以外の服装をしなければならない場合は、異装願いを提出し許可を得ること。
- 7 制服については男女とも本校指定のものとする。

生活に関する一般心得

- 1 校訓及び生活五原則を生活目標の中心にすえ、高校生としての自覚を持って行動し、自主・自律の精神と積極的に学業及び体力の向上に努め、人格の形成を図る。
- 2 校則・生徒心得・その他の規則を遵守し、高校生にふさわしくない服装、言動等は慎む。

校内生活

- 1 余裕を持って登校し、遅刻をしないようにする。遅刻をしたときは、遅刻届を提出し、担任に理由を述べ、許可を得たのち教室に入り、授業の先生の了解を得てから着席する。下校は、特別な事情がない限り、授業終了後速やかに行う。
- 2 始業チャイムと同時に静粛にし、他の生徒の勉強の妨げにならないように注意する。授業中、教室の出入りは、その都度教科担任の許可を得て静かに行動する。
- 3 登校後は、下校時までの外出は認められない。ただし、やむを得ない事情があるときは担任に申し出て、許可証の交付を受ける。
- 4 飲食は、定められた時間に定められた場所で静かにとる。食べ歩きや特別教室内や廊下等では行わない。
- 5 他の生徒に迷惑をかけたり、品位を落とすような行為をしない。
- 6 校内の環境美化、清掃を心掛け、汚れている場合は各人が清掃する。
- 7 物品の無断借用をしてはならない。私物には氏名を明記し、紛失などがないように各自注意する。貴重品の保管には特に留意すること。
- 8 学業に関係のない書物、遊技器具等は学校に持ち込まない。教科書、ノート等は可能な限り持ち帰ること。
- 9 必要のないお金の所持や、生徒間の金銭の貸し借り又は物品の売買はしない。
- 10 校舎・樹木・学校備品・その他の公共の施設を大切にす。万一破損したり、汚した場合には、ただちに担任に申し出、その処置に従う。また火気の使用を禁止する。

校外生活

- 1 校外においては、高校生としての自覚を持ち、責任のある行動をしなければならない。特に、言動・服装などについては、他から非難を受けることのないように心掛ける。
- 2 外出する場合は、質素で清潔な服装をし、つねに身分証明書を携行すること。
- 3 下校後又は休日に外出するときは、行き先や帰宅時間を家人に告げる。特別な事情がない限り夜間の外出は慎み、深夜の外出は禁止。なお友人間の外泊は禁止する。
- 4 18歳未満立入禁止の場所やその他不健全な場所、及び危険な場所への出入りは禁止。
- 5 本校以外の諸団体の主催する集会・催し物に参加する場合は、あらかじめ担任・生徒指導部の許可を受ける。
- 6 アルバイトは、原則、成績その他の条件を満たしていれば許可する。また、保護者の申し出があれば担任・生徒指導部で審議し学校長が許可することもある。
- 7 交友は明朗・清潔なものでなければならない。いかなる場合も暴力をふるってはならない。特に、男女間の交際は保護者の了解を得て節度を守り、健全なものでなければならない。風紀を乱す交際は慎む。
- 8 校外で起こった事故及び補導を受けた場合はただちに学校並びに担任に連絡する。

(学校TEL 0968-63-0384)

表彰及び懲戒

- 1 他の生徒の範となる行いをした者は、これを表彰する。
- 2 懲戒については学校教育法第 11 条、学校教育法施行 規則第 26 条、熊本県立高等学校学則第 23 条に定めるほか、本校教育の目的を達成するため必要な事項を次のとおり定める。
 - (1) 学校長は生徒心得、その他諸規定に違反し、生徒の本分に反する行為や法令に反する行為が認められたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
 - (2) 懲戒は、特別な指導及び懲戒処分とする。
 - (3) 特別な指導は、謹慎及び説諭とする。
 - ① 謹慎は、原則として学校内謹慎とするが、それが適当でない特別な事情がある場合に例外的に自宅謹慎とする。
 - ② 説諭は、管理職説諭、生徒指導部長説諭とする。
 - (4) 懲戒処分は、訓告、停学、退学とする。
 - ① 訓告は、問題行動が認められる場合に対して口頭で教え諭す。
 - ② 停学は、同じような問題行動を複数回繰り返し、学校内謹慎または自宅謹慎等の特別な指導では改善の見込がないと認められる場合や、問題行動を起こしたことが明らかであるにも関わらず、生徒及び保護者が特別な指導を受け入れない場合に行う。
 - ③ 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対して行う。
 - 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 3 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

通 学

- 1 通学は徒歩・自転車・公共交通機関・原動機付自転車とする。
- 2 自転車通学は、所定の書類を提出し許可を得て、ステッカーを自転車に貼ること。使用する自転車は、安全基準を満たした安全点検済みのものとし、自動ライト点灯式のを推奨する。
通学生は、交通ルールやマナーを厳守し、2人乗り・並進・信号無視・傘さし運転等をしない。（雨天時は雨カッパを着用すること）
- 3 列車通学生は、駅・列車内でのマナーを守り、他の乗客に迷惑をかけない。
- 4 バイク通学生は、別途バイク通学規定に該当する生徒について許可する。
- 5 学校への送迎の場合、生徒の乗降は第2体育館横駐車場とする。
送迎のための学校裏、道路上での駐停車は、交通事故防止のため、厳禁とする。

その他

- 1 普通免許取得について
普通免許取得のための自動車学校入校は、別途規定に従い所定の手続きを経て許可する。
- 2 「政治活動」「選挙運動」「投票運動」のような政治的活動については、校内では一切禁止とする。また、それ以外においても触法行為は嚴重に指導する。